

平成 30 年 3 月 1 日

各 位

株式会社東京都民銀行

「電子決済等代行業者との連携及び協働に係る方針」の公表について

株式会社東京都民銀行(頭取 坂本 隆)は、銀行法等の一部を改正する法律(平成 29 年法律第 49 号)に則り、「電子決済等代行業者との連携及び協働に係る方針」を策定いたしましたので、公表いたします。方針の内容につきましては、次頁をご覧ください。

今後も当行は、外部企業との積極的な連携及び協働を通じて新しい技術を取り入れた付加価値の高い金融サービスの提供及びお客さまの利便性向上に努めてまいります。

なお、本方針を変更する場合は、当ホームページ上にてお知らせいたします。

以 上

< 本件に関するお問い合わせ先 > 経営企画部広報室 TEL 03-6380-5577

電子決済等代行業者との連携及び協働に係る方針

1. 電子決済等代行業者との連携及び協働に係る基本方針

当行および東京TYフィナンシャルグループは、首都圏における中小企業と個人のお客さまのための金融グループとして、総合金融サービスを通じて、地域社会の発展に貢献していくことを経営理念に掲げております。

この経営理念を踏まえ、首都圏においてお客さまから真に愛される地域No.1 の都市型地銀グループとして、情報通信技術等を活用した革新的かつ安全な金融サービスを創出し、お客さまの利益や利便性の向上に資するまたは資すると見込まれる領域を進展させるために、目的を共有する異業種のパートナーや電子決済等代行業者との連携・協働を進めてまいります。

2. 資金移動に係るオープン API に関する体制整備

当行は、「電子決済等代行業者との連携及び協働に係る基本方針」を実現するため、平成 31 年度中を目途に、当行インターネットバンキングをご利用のお客さまの口座と接続する資金移動に係るオープン API に関する体制整備を行う予定です。

3. 口座情報の参照に係るオープン API に関する体制整備

当行は、「電子決済等代行業者との連携及び協働に係る基本方針」を実現するため、平成 30 年 8 月を目途に、当行インターネットバンキングをご利用のお客さまの口座と接続する口座情報の参照に係るオープン API に関する体制整備を行います。

具体的には、以下の通りのサービスを整備予定です。

整備予定の項目

| 対象 | 項目（参照系） |
|-------------------------------|--|
| 個人向けインターネットバンキングサービス ご利用口座 | ・残高照会（預金口座） ・入出金明細照会 ・保有残高照会（投資信託口座） |
| 法人向けインターネットバンキングサービス ご利用口座 | ・残高照会（預金口座） ・入出金明細照会 |

4. オープン API 関連システムに関する方針

当行が提供するオープン API 関連システムは、全国銀行協会が公表している「オープン API のあり方に関する検討会報告書 - オープン・イノベーションの活性化に向けて - (平成 29 年 7 月)」、金融情報システムセンター(以下、FISC)が公表している「金融機関における FinTech に関する有識者検討会報告書(平成 29 年 6 月)」「API 接続チェックリスト(平成 29 年 6 月試行版)」、及び関連団体の公表する各種ガイドラインに基づき構築を行います。

なお、当行は、インターネットバンキングシステムについて、株式会社NTTデータが提供する ANSER サービスを利用しており、オープン API 関連システムの開発、運用等については同社へ委託します。

5. 連携及び協働に係る業務を行う部門の名称及び連絡先

当行における電子決済等代行業者との連携及び協働に係る業務を行う部門は、以下のとおりです。

- 担当部門: 東京都民銀行 営業統括部オープン API 担当 (※)
- 連絡先メールアドレス: open_api@tominbank.co.jp (※)

※平成 30 年 5 月 1 日 (火) 以降は「きらぼし銀行」となる予定です。

6. 参考情報

平成 30 年 5 月 1 日 (火) に東京都民銀行、八千代銀行、新銀行東京は合併し、「きらぼし銀行」として新たにスタートする予定です。

このため、提供予定の API に関するより詳細な仕様、具体的な接続方式については、覚書を締結後に開示いたしますが、覚書締結は合併日以降とさせていただきます。

なお、合併後の連携及び協働に係る業務を行う部門の名称及び連絡先は別途開示いたします。

以 上